

## 取りまとめを踏まえた業務制限の範囲の検討について

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(以下「取りまとめ」という。)において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、委員会で具体的な業務制限の対象とすべき範囲を検討することとする。

### 1 業務制限に係る現行の規定

登録政治資金監査人の業務制限は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)、政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)、政治資金監査マニュアルにおいて、それぞれ以下のように規定されている。

#### (1) 政治資金規正法

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 1～4 (略)

- 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

#### (2) 政治資金規正法施行規則

(法第十九条の十三第五項の総務省令で定める者)

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 役職員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

施行規則における業務制限の範囲の考え方については、政治資

金課から以下のように説明されている。

法が省令に委任している内容は、国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者に準ずる者と考えられるため、以下のような者を業務制限の対象者とすべきか。

- ① 親族関係に着目した制限として、配偶者（1号団体・2号団体共通）
- ② 国会議員関係政治団体との関係に着目した制限として、
  - ・ 当該政治団体の役職員（1号団体・2号団体共通）
  - ・ 2号団体が推薦等する特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者（2号団体のみ）

（平成20年7月1日開催 平成20年度第3回委員会資料4より）

また、制度の趣旨を踏まえ、法令で定める業務制限に該当してはならない期間について、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。（政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より）

### （3）政治資金監査マニュアル

法令上の業務制限には該当しないが、制度の趣旨を踏まえれば政治資金監査を行うことは適当ではない場合については、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している（別紙2図1参照）。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。（政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より）

これは、過去の委員会（平成21年度第5回委員会）において、「政治資金監査は領収書等と会計帳簿等を外形的・形式的に確認するものであるから、自ら作成した会計帳簿等について政治資金

監査を行うようなことになってもそれほど問題はないのではないか」との意見もあったが、「法令上は業務制限には当たらないとしても、外部性の確保という点から違和感があるので、政治資金監査を行うことはできないとは言えなくとも、委員会として望ましくないという意見は示すべきではないか」といった意見を踏まえて、規定されたものである。

## 2 取りまとめ

取りまとめでは、政治資金規正法に基づく業務制限の範囲について、政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例の状況も見極めながら、①から⑨までの事例（別紙1）について、政党助成法（平成六年法律第五号）の規定も参考に検討を行ったところであるが、事例ごとの検討に先立ち、以下のような考え方を示している。

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の使途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

（取りまとめ 4（7）より）

委員会で検討した①から⑨までの事例のうち、政治資金監査マニュアルで「適当ではない」旨規定している場合の例である、①の「登録政治資金監査人が、過去1年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者

が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合」(別紙2図2)については、以下のように「制度的対応が必要である」との方向性が示されている。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

(取りまとめ 4 (7) より)

### 3 取りまとめを踏まえて制度化すべき業務制限の範囲

取りまとめで検討した結果を踏まえ、政治資金監査マニュアルで「適当ではない」旨規定している「自らが作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行う場合」を制度化するに当たり、具体的に業務制限の対象とすべき範囲を検討した結果、以下の対応案によるべきであると考ええる。

#### 対応案

N年分の収支報告書が対象とする期間の開始の日からN年分の収支報告書の提出期限までの範囲で業務制限を課す。(別紙2図3参照)

#### 【理由】

取りまとめで示された「過去1年以内」の範囲だけでは、例えば別紙2図4のように、平成N年1月1日から平成N年3月9日までの間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等を辞した者は、平成N+1年3月9日以降ならば政治資金監査を行うことができることとなってしまふ。

このような場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うこととなり、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないと考えられる。

なお、取りまとめの議論では政党助成法を参考に行っているが、政党助成法施行規則(平成六年自治省令第四十五号)が引用している

公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号においても、監査関係期間（監査又は証明をしようとする財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間）に本人・配偶者が政党の役員等であった場合を、業務制限の対象としている。（別紙2 図5 参照）

(参照条文)

○ 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）（抄）

（監査報告書を作成する者の資格等）

第十九条 法第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）に規定する監査は、次の各号のいずれにも該当しない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）又は監査法人により行わなければならない。

一 公認会計士が、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により報告書を提出する政党との間において、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号、同法第二十四条の二、同法第二十四条の三第一項に規定する関係を有する場合（同法第二十四条の三第一項に規定する関係を有する場合にあっては、当該関係を有することについてやむを得ない事情がある場合を除く。）又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合（同項第四号に規定する関係を有する場合にあっては、公認会計士又はその配偶者が政党の債権者又は債務者である場合に係る部分に限る。）

二 監査法人が、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により報告書を提出する政党との間において、公認会計士法第三十四条の十一の二に規定する関係を有する場合又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

三 公認会計士又は監査法人の社員が衆議院議員若しくは参議院議員又はその配偶者である場合

2 公認会計士は、法第十九条第二項に規定する監査を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 監査法人は、当該監査法人の社員が、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により報告書を提出する政党との間において、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号、同法第三十四条の十一の三に規定する関係を有する場合又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第二号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合（同条第四号に規定する関係を有する場合にあっては、当該社員又はその配偶者が政党の債権者又は債務者である場合に係る部分に限る。）には、当該社員を当該政党に係る監査に関与させてはならない。

○ 公認会計士法（昭和三十二年法律第百三号）（抄）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であった会社その他の者の財務書類

二 （略）

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 （略）

○ 公認会計士法施行令（昭和三十七年政令第三百四十三号）（抄）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当

該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二～五 （略）